

ちっぷべつ

広報
Public Relations Magazine



8
August 2019
No.588

- 自然災害に備えましょう・・・2
- 秋の住民健診について・・・13
- 防災情報「警戒レベル」について・3
- 農委だより・・・14
- 幼児教育無償化の概要について・・・4
- 教育通信・・・18
- 議会だより・・・6



7/6 認定こども園運動会

認定こども園くるみの大運動会がふれあいプラザで開かれました。園児たちは保護者等が見守る中、日頃の練習の成果を披露しました。

自然災害に 備えましょう



8月から9月にかけては、1年で最も台風の発生・接近・上陸が多くなる時季です。台風が接近し、災害の起こるおそれがある場合には気象庁より警報や気象情報が発表され、さらに重大な災害が起こる可能性が非常に高まった場合には特別警報が発表されます。

台風から離れた場所でも、台風の接近に伴い大雨となる場合があることや、暴風が吹き始めると、避難行動自体ができなくなるおそれがあることなどを踏まえ、テレビやラジオ、気象庁のホームページなどで常に最新の気象情報をチェックして台風に備えてください。

！災害から身を守るため次のことに注意しましょう！

【災害発生前の心構え】

- ・避難場所までの経路や危険な場所を家族で確認しておく。
- ・非常用品や水の確保状態を確認する。
- ・低い土地や河川のそばに住んでいる方は、大雨による浸水、河川の氾濫に警戒し早めの避難を心がける。
- ・暴風で飛ばされそうな物は屋外に置かない。



【大雨警報や洪水警報が発令された場合】

- ・不要な外出は避ける。
- ・町が出す「避難指示」や「避難勧告」などに注意する。指示がなくても、危険が迫っていると感じたら屋内の安全な場所に移動または避難する。
- ・増水した河川、用水路には絶対に近づかない。

▼避難場所▼

避難場所は、緊急避難のための指定緊急避難場所と収容避難のための指定避難所があります。避難する際には、お年寄り、子ども、傷病者を優先的に避難させ、また家族が離れている時の集合場所や安全の確認ができる方法も決めておきましょう。

指定避難所

名称	収容可能人員	避難地区	住所
日の出コミュニティ会館	110	日の出	南1条東1丁目
東栄コミュニティ会館	60	東栄	5条1丁目
南コミュニティ会館	60	南	1条5丁目
屯田コミュニティ会館	60	屯田	2条4丁目
北新コミュニティ会館	80	北新	6条3丁目
西栄コミュニティ会館	60	西栄	2条8丁目
筑紫コミュニティ会館	30	筑紫	2条1丁目
秩父別小学校	810	中央西	2条2丁目
秩父別中学校	640	中央東・旭	2条2丁目
老人福祉センター	190	全町内	2条2丁目
交流会館	90	駅前	2条1丁目
ファミリースポーツセンター	1,440	全町内	2条1丁目
生涯学習センター 生き生き館	786	全町内	2条2丁目
秩父別温泉 ちっぷ・ゆう&ゆ	292	全町内	2条1丁目

指定緊急避難場所（一時避難場所）

名称	収容可能人員	避難地区	住所
秩父別町営陸上競技場	5,500	日の出 筑紫	2条1丁目
東コミュニティ会館 前庭	2,500	東栄	東山
協栄公園	1,000	東栄	5条1丁目
秩父別小学校 グラウンド	6,100	北新 中央西	2条2丁目
屯田公園	1,000	南 屯田	2条4丁目
フロンティアパーク	1,000	北新	3条3丁目
百年記念西公園	1,600	西栄	3条8丁目
秩父別中学校 グラウンド	8,800	中央東 旭 駅前	2条1丁目

※避難地区はあくまでも目安です。緊急時は現在地から一番近い避難場所へ避難しましょう。



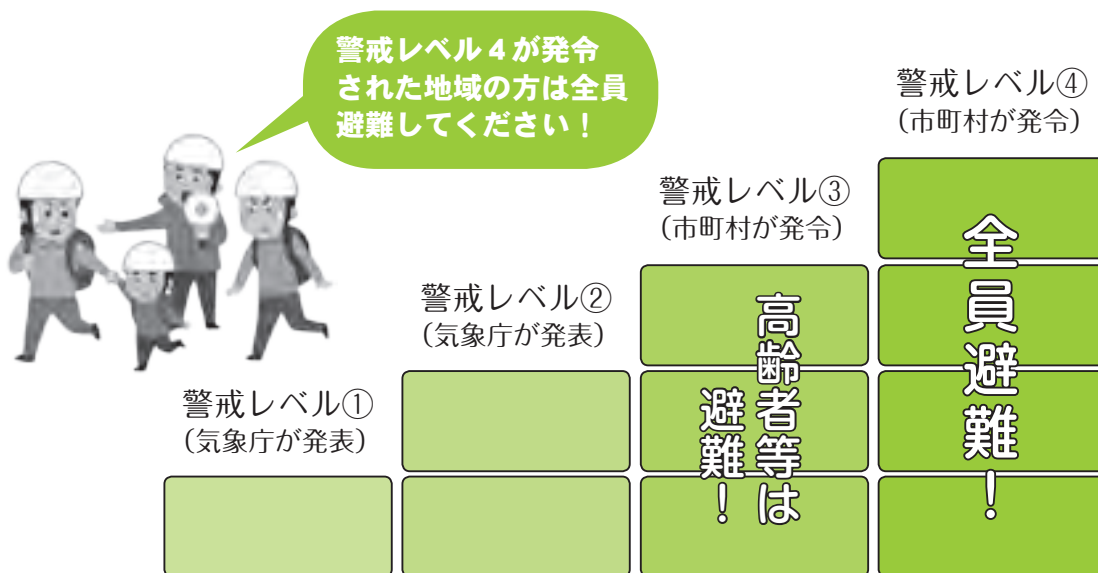
防災情報の伝え方が 「警戒レベル」に変わります

平成 31 年 3 月、内閣府の「避難勧告等に関するガイドライン」が改定され、住民は「自らの命は自らが守る」意識を持ち、自らの判断で避難行動をとるとの方針が示されました。この方針により、住民のとるべき行動が直感的に理解しやすくなるよう、5段階の「警戒レベル」を明記して防災情報が提供されることになりました。

町が避難勧告（警戒レベル4）や避難準備・高齢者等避難開始（警戒レベル3）等を発令した際には、該当地区の方は速やかに避難行動をとってください。

また多くの場合、防災気象情報は避難勧告等よりも先に発表されます。このため、避難が必要とされる警戒レベル4や高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当する防災気象情報が発表された際は、避難勧告等が発令されていなくても、河川の水位等に注意し自ら避難の判断をしてください。

「警戒レベル」で避難のタイミングをお伝えします



取るべき行動	心構えを高める	避難行動の確認	避難に時間を要する人は避難 (高齢者など)	全員安全な場所へ避難
相当する気象情報など	早期注意情報	大雨注意報 洪水注意報	大雨警報 洪水警報 氾濫警戒情報	土砂災害警戒情報 氾濫危険情報

「警戒レベル⑤」(市町村が発令)を発令した場合は、すでに災害が発生している状況です。命を守るための最善の行動をとりましょう。

お問い合わせ 総務課総務グループ 電話：33-2111 (内線34)

幼児教育無償化の概要（国制度）について

令和元年5月に子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立し、本年10月から「幼児教育・保育の無償化」が実施されます。

趣旨・目的

幼児教育・保育の無償化は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、子育て世代の経済的な負担軽減を図ることを目的に実施されるものです。

無償化の対象等について

【幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子どもたち】

（対象者・利用料）

- 3歳～5歳までの全ての子ども達の利用料を無償化
 - ・幼稚園は、月額上限25,700円
 - ・無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間
ただし、幼稚園は入園できる満3歳から無償化
 - ・通園送迎費、食材料費、行事費などは、従来どおり保護者負担

秩父別町認定こども園を利用する子どもの給食費（3～5歳児の副食費、0～2歳児の主食+副食費）と行事費は町で負担しています。

- 0歳～2歳までの子ども達は、住民税非課税世帯を対象に無償化
 - ・子どもが2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育所等を利用する最年長の子どもを第1子とカウントして、0～2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償化

秩父別町では、同時入園の第2子目以降を無償化としています。
また、無償化とならない子どもの保育料は国の基準より50%～70%減額しています。

（対象施設・事業）

- 幼稚園、保育所、認定こども園に加え、
地域型保育（小規模、家庭的、居宅訪問型、
事業所内保育）、企業主導型保育（標準的利
用料）も対象



【幼稚園の預かり保育を利用する子どもたち】

（対象者・利用料）

- 住所地の市町村から「保育の必要性の認定」
を受けることが必要
- 幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、
月額上限11,300円まで無償化



【認可外保育施設等を利用する子どもたち】

(対象者・利用料)

- 住所地の市町村から「保育の必要性の認定」を受けることが必要
- 3歳～5歳までの子ども達は月額37,000円まで、0歳～2歳までの住民税非課税世帯の子ども達は月額42,000円まで無償化

(対象施設・事業)

- 認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業が対象

【児童発達支援等のサービスを利用する子どもたち】

(対象者・利用料)

- 3歳～5歳までの子ども達は、月額25,700円までの利用料を無償化
- 幼稚園、保育所、認定こども園等のサービスを利用する場合は、両方とも無償化

(対象施設・事業)

- 児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

※子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園等の利用者については、無償化の認定や償還払い等の手続きが必要となります。

これらの内容は、国の制度の概要であり、秩父別町認定こども園の無償化に関する詳細については、広報誌や保護者の方へのお手紙等でお知らせを予定しています。

お問い合わせ 住民課総合窓口グループ

電話：33-2111（内線42）

○お供え物は持ち帰りましょう○

墓参りのお供え物は、残さず持ち帰りましょう。
夏場は腐敗が早いうえ、カラスなどがお供え物を食べ散らかします。
また、線香やローソクは火災予防のため、墓参りした後は必ず火を消しましょう。

盆菓子 → 生ごみで出してください。

(包装のビニール等は必ずはずして燃えるごみへ)

○墓地区画内道路へ車の乗り入れは禁止です○

墓地区画内の通路は、歩行者用です。車の乗り入れはできません。
外側通路や駐車場をご利用ください。
皆様のご理解により、お互い気持ちよく使用できるようご協力をお願いいたします。

◎お問い合わせ 役場住民課総合窓口グループ 電話 33-2111（内線42）



だより 議会

発行/秩父別町議会
編集/町議会広報特別委員会
TEL/0164-33-2111
(議会事務局 内線25・26)

姉妹町締結 40 周年記念植樹 (6 月 19 日)

令和元年第2回定例会

6月12日

人事

人権擁護委員

(東栄町内)

吉澤 淳 氏(新任)

昭和33年8月18日生



所管事務調査の 申し出

議会閉会中の所管事務調査について、総務経済常任委員会及び議会運営委員会から、次のとおり申し出がありました。

- 総務経済常任委員会
- ・介護保険事業について
- ・防災対策について
- 議会運営委員会
- ・次期町議会(定例会までの臨時会を含む)の運営について

◆承認案件

専決処分された条例の一部改正や平成30年度一般会計補正予算を承認しました。

◆報告案件

平成30年度一般会計繰越明許費の繰越した経費の報告や秩父別振興公社の平成30年度分の事業報告がありました。

◆条例の設定について

森林環境の整備促進に資するため、秩父別町森林環境譲与税基金条例を設置するものです。

◆条例の改正

地方税法等の一部を改正する法律の公布等に伴い秩父別町税条例が改正されました。

また、住民基本台帳カードの嘱託登記手数料の改正とマイナンバー通知カードに係る手数料の追加による秩父別町手数料条例が改正されました。

ほか7件の条例の一部改正を行いました。

◆補正予算

一般会計については、1,899万円を追加し30億5,939万円となりました。

主な歳出については開村125年記念事業に311万円、診療所業務委託収益補償金869万円、ベルパークちっぷべつ屋外遊戯場トイレベビースhirt設置に28万円などの追加によるものです。



(質問と答弁の内容を要約してお知らせします)



般

質

問

スマート農業の導入に向けた支援を

質問 眞島議員



秩父別町の基幹産業である農業では、農業者の高齢化・担い手不足、労働力不足が大きな課題となっております。

今後はロボット技術、人工知能、更には情報通信を活用する取り組みが必要で、近隣の町では電波基地局を設置し、自動操舵等の技術に取り組んでいます。本町においても農業団体などと連携しながらスマート農業の実践に向けて支援をお願いしたい。

答弁 澁谷町長

全国的に、農業経営者の

高齢化と担い手不足は大きな課題で、ロボット技術、ICT等の技術を活用したスマート農業は効率化と労働負担の軽減、作物の収量、品質確保の有効手段として期待され、町でも調査を進めてきました。

位置情報を送信する基地局については、北そらち農協が令和2年度から供用を予定しており、北いぶき農協の組合員も使用できるとの情報を得たことから、町内での基地局の設置は行いませんが、スマート農業を推進するため、北いぶき農協や農業者の意向を聴きながら、支援策について検討を進めてまいります。

農家地区における防火水利の確保について

質問 眞島議員

本町には、防火水槽が20

基、消火栓が16基設置されており、そのほとんどが市街地区で整備されています。農家地区での火災発生の際、特に冬期間は用排水路に水が無く、また積雪のため確保に苦慮することが想定され、水道消火栓等があることが理想と考えるところであります。

農家地区での防火水利について町長の考えを伺います。



秩父別消防団設立110周年記念演習

答弁 澁谷町長

ご指摘の通り、農家地区においては、水利施設が少ない地域があるのが現状です。しかしながら、近年の火災出動で水利を確保できなかったことは無く、火災の

状況によっては、近隣市町の消防車にも出動を依頼し対応をしています。

水道消火栓については、消防法の基準を満たす水道管がない場所には設置できないのが現状です。

今後、人口推移等を勘案しながら、防火水槽の設置についても検討していきます。

自然災害から高齢者、子どもを守る対策について

質問 大野議員



町長の公約に「コミュニティを基盤とした防災体制の構築」があり、自主防災組織の立ち上げなど、災害に強いまちづくりを念頭に置いたものと理解しています。

万が一の備えに地域ごとの自主防災組織の構築は極めて有効な対策と考えますが、自主防災組織についての様な形で構築しようとしているのか、考えを伺います。

答弁 澁谷町長

自主防災組織は「自分たちの地域は自分で守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成するものであることから、すでに共助の下地がある町内会、もしくは町内会の一部を単位としてモデル地区を設定して進めていくことが適当と考えられています。

先進地の情報収集や道の指導も仰ぎ、準備を進めながら、町民の皆様が自主防災組織の必要性を感じていただけるよう、定期的に防災訓練を実施します。



ダンボールベッド組立体験の様子